

バーク：第一回大陸会議と『アメリカとの和解に関する演説』

真 嶋 正 己*

Burke: The First Continental Congress and Speech on Conciliation with America

Masami MAJIMA

This paper is intended to comprise part of my study on Arguments on American Problem by Edmund Burke, and after making observations on the convening of the First Continental Congress and the subsequent responses of British Government, focusing on Burke's *Speech on Conciliation with America* (1775), I reviewed the significance and content of his discourse.

Burke vigorously grappled with American Problem from the time of the Stamp Act Crisis, and the most difficult issue which bothered his head was the balance between the sovereignty of Britain and the liberties of American colonies. In this point *Speech on Conciliation with America* is intended to summarize his own thoughts, he argued for a return to the system before 1763 and abolition of the Coercive Acts. The essential of the argument was that he grasped enactment of the Sugar Act as innovation, and he urged conciliation and concession as the British Government was to be blamed for the American Crisis. At that time Burke avoided abstract principles and made specific and concrete proposals relying on the 'past', and I concluded that such an agreement anticipated his main work, *Reflections on the Revolution in France* (1790).

Key Words (キーワード) :

Edmund Burke (エドマンド・バーク), American Crisis (アメリカ危機), First Continental Congress (第一回大陸会議), conciliation (和解), grant (譲与)

ボストン茶会事件の懲罰措置として強圧諸法 (Coercive Acts) が矢継ぎ早に制定されて以降、ブリテン本国とアメリカ植民地との関係は日に日に悪化の一途を辿っていた。バークは、1774年4月16日R. フラー (Rose Fuller, 1708-77) が下院に提出した茶税撤廃動議を賛助する演説を行った。『アメリカへの課税に関する演説』 (*Speech on American Taxation*, 1774) である (以下では、この演説を『課税演説』と略す)。フラーが茶税撤廃を動議した目的は植民地の反本国感情を幾ばく

かでも和らげるところにあったが、それは182対49の大差で否決された。それから1年。本国政府の強圧姿勢は堰を切ったかのように烈しさを増す中、それに対抗して植民地側も第一回大陸会議を開催し一歩も退かぬ構えを示すことで、両者は一触即発の状態にあった。そうした中バークは、1775年3月22日彼の名をさらに高らしめる演説を行った。『アメリカとの和解に関する演説』 (*Speech on Conciliation with America*, 1775) である (以下では、この演説を『和解演説』と略す)。

* 広島文化学園大学 社会情報学部
(Faculty of Social information Science, Hiroshima Bunka Gakuen University)

本稿では、第一回大陸会議の開催、およびそれに対する本国側の反応をみたあと、パークの『和解演説』に焦点を当て、彼の言説を実際の政治文脈の中に跡づけ、その意味内容を検討する。

1. 第一回大陸会議とブリテン議会

1774年9月5日、ブリテン政府主導の下に制定された一連の強圧諸法についてその対抗策を協議するため、ジョージアを除く12の植民地の代表55名がフィラデルフィアに参集して第一回大陸会議が開催された。政府が懲罰的な植民地政策を用いたのは、何よりもそれが急進的な姿勢を示していたマサチューセッツ植民地を他の植民地から孤立させるのもっとも有効であると思念されたからであり、この点で、代表者が一堂に会した大陸会議の開催は、ノース内閣にとって大誤算であったということが出来る¹⁾。同会議は、翌10月26日までの約50日間にわたって催されたが、その主題は次の3つに収斂される。すなわち、①植民地住民の諸権利を明確に宣明すること、②そうした植民地住民の諸権利を侵害すること甚だしい強圧諸法等の撤廃を要求すること、③さらにその撤廃を勝ちとるのもっとも効果的な方策を策定し展開すること、これである²⁾。

その中で前二者についていえば、優れてそれは、ブリテン本国とアメリカ植民地との国制上の関係を根本的に問い質すものであり、1764年に砂糖法が制定されて以降、植民地問題に絶えず糊着してきた主要問題であった。10月17日に大陸会議により発せられた「宣言および決議」(Declaration and Resolves)は、その前文中程で強圧諸法を「非立憲的であるに加え、無思慮にして不正かつ残酷で、アメリカ人の諸権利にとってもっとも危険で破壊的である」と宣した後、「北アメリカにおける英領植民地の住民は、不易なる自然の諸法、イングランドの国制の諸原理、ならびに幾つもの特許状または契約により以下の権利を有する³⁾」として10の決議を列挙した。一般にこの「宣言および決議」は、植民地に対する本国議会の立法権を否定し、植民地住民が個々の植民地議会において「自

由にして排他的な立法権⁴⁾」を行使する権利を有することを宣明したものであるとされる。このことについて基本的に誤りはないが、それが「いわば急進派と保守派との妥協の所産⁵⁾」であったことに留意する必要がある。

そもそも大陸会議に参集した代表者たちは、本国と植民地との国制上の関係について一致した考えを持ち合わせておらず、開催当初よりその相違・懸隔は明らかであった。R. H. リー (Richard Henry Lee, 1732-94) やP. ヘンリー (Patrick Henry, 1736-99)、S. アダムズ (Samuel Adams, 1722-1803) といった急進派、ないし強硬派は、T. ジェファソン (Thomas Jefferson, 1743-1826) に倣い、植民地住民はジョージ三世に対して忠誠義務を負いはするものの、本国議会は単なる帝国の中の一立法機関に過ぎず、当然にも植民地に対して立法権を行使することはできないとした。これは、同一の君主の下にあって本国ならびに植民地は相互に独立した対等な議会を擁するという、同君連合的な帝国概念を表明したものである。それに対しJ. ギャロウェイ (Joseph Galloway, 1731-1803)、J. デュエイン (James Duane) に代表される保守派、ないし穏健派は、より实际的に帝国分裂の危機を回避することを志向し、植民地に対する本国議会の優越性を承認するとともに、その通商規制権についても認めるよう訴えたのである⁶⁾。

そうした中、9月17日数の上で優位に立つ急進派は、機先を制すべく大陸会議において「サフォーク決議」(Suffolk Resolves) に対する支持を取り付けようと画策し、これに成功した。サフォーク決議とは、ボストンのあるサフォーク郡内で大陸会議と時期を同じくして開催された抗議集会の中で強圧諸法に反対して満場一致で採択された決議のことをいい、諸税は植民地議会により徴収されるべきこと、タウンを防衛するために民兵が整備されるべきこと、本国との通商は即時停止されるべきことなどを主内容とした。こうした急進派の動きに対抗して先のギャロウェイが提出したのが、一般に「帝国連合案」(Plan of Union) と呼ばれるものである。それは、国王により任命された統轄総督 (President General) の下に植民地を

合同させ、それぞれの植民地議会から選出された代表者により構成される大会議（Grand Council）がアメリカ議会として、統轄総督とともに植民地全体にかかわる事項を決定することなどを内容とした。この点で「帝国連合案」は、「一元的なブリテン帝国をゆるやかな連邦帝国とするための統治機構を樹立しようとする」⁷⁾ものであったといえるが、その直截的な目的は、植民地が先鋭化して、ついには最終的な対決へと突き進むのを回避し、何とか本国との結びつきを維持しようとするところにあり、その本義はまさに「和解」という点にあった。

結局このギャロウェイの提案は大陸会議において正式に議論されないまま6対5の僅差で棚上げされ、急進派の優位は覆らなかったが、それが急進派の強硬姿勢に一定の歯止めをかける役割を果たしたのは明らかである。「宣言および決議」の中でこのことがもっともよく現れているのが、多数決により採択された決議四である。「イングランド人の自由、およびすべての自由なる政府の基礎は、民衆が彼らの立法議会に参加する権利にある」との文言で始まるそれは、「課税と内政のすべての問題」に関して植民地議会が「自由にして排他的な立法権」を有することを宣明する一方で、「事態の必要性から、また両国相互の利害関係への顧慮から」純然たる通商規制については「ブリテン議会のそうした法令の施行に進んで同意する」⁸⁾として、一定の留保を示す形をとっていたのである。とはいえ、植民地内においては強硬策に出た本国にこそ現時の危機の責任があるといった考えが一般的に根強く、「宣言および決議」が採択されたことで、逆に、植民地にあっては、課税権はいうに及ばず、立法権に関してすら、如何なる譲歩も企図されえないとする急進派の姿勢が再確認され、その主導性は確立されたといえる。

次いで、③の強圧諸法を撤廃し植民地住民の不満を除去するための具体的な諸方策についてである。その中心内容は、先の印紙法危機、タウンゼンド諸法危機と同様、経済的ボイコットであったが、それらと比べてはるかに熾烈かつ徹底したものであった。大陸会議は、ブリテンの民衆に請願

書を送り、国王には忠誠を示す使いを急派する一方で、9月27日に、同年12月1日をもって茶や糖蜜といった他の植民地の産品も含め、本国ならびにアイルランドからのすべての商品の輸入を停止するとともに、輸入された商品についてはこれを消費しないことを、そしてその三日後の9月30日に、翌1775年9月10日以降本国ならびにアイルランド、西インド諸島への商品の輸出を停止することを一気呵成に決議したのである。そして、この通商停止の決議を有効ならしめるために大陸連合（Continental Association）が結成され、さらにその下部にあつて実効的な役割を担うべく査察委員会（Committees of Inspection）が組織された。この査察委員会の当初の任務は、商品の輸入禁止ならびに消費の禁止を監督・指導することにあつたが、それを通じて大衆の基盤を得た抵抗運動は、以前に実施されたそれとは異なり、はるかに広く深く民衆の支持を得ることで植民地全体に浸透していったばかりか、幅広い様々な階層の人々を反本国抗争の大義に結びつけることで、植民地住民に政治的訓練の格好の場を提供することになったのである。

10月26日こうして第一回大陸会議は幕を閉じたが、その際、相応の譲歩、すなわち強圧諸法の撤廃およびアメリカに駐留する軍隊の撤退などが実施されなかった場合、翌1775年5月に大陸会議を再度召集することが確認されたのである。次は本国の番である。こうした植民地の強硬な姿勢・要求に対して本国政府は如何なる態度を取ったのか。

ノース内閣は、当初、大陸会議の開催とその要求に色を失い、採りうべき道を見出しかねていた。それは、ある意味で、1766年の印紙法危機の際に内閣の首班にあつたロッキンガムが直面したのと同種の問題であつたが、事態はそれよりもはるかに深刻であつた。選択肢は、譲歩して和解の道を探るのか、それとも力でもって確固とした優位性を勝ち取るのかのいずれかであつた。しかしながら、印紙法危機の際は、宣言法の制定と抱き合わせて印紙法を撤廃するといった、戦術的な譲歩が可能であつたのに対し、植民地議会は「自由

にして排他的な立法権」を有すると宣せられたこの段階にあって、譲歩はまさに撤退・降伏を意味すると思念されたのもゆえなきことではない。植民地住民の過激な行動に憤慨していた本国の一般的な思潮は、譲歩に対して明確にノーであった。このことは、「賽は投げられた。植民地は服従するのか、さもなければ勝利するのかのいずれかであろう。余は厳しい手段を望まないが、さりとて撤退も望まない」⁹⁾との国王ジョージ三世の言葉にもっとも端的に表されている。また彼は、11月30日の議会開会の辞の中で不敵な抵抗と不服従の精神が植民地内で広がりつつあるとの認識を示した後で、次のように述べている。「わが王領のすべてに対する本議会の至高なる権限を弱め、あるいは修正する如何なる試みも阻止せんとする堅固不拔なわが決意を、諸君は頼みにしてさしつかえない。わたしは、それを維持することがブリテン帝国の威厳と安全と幸福にとってもっとも重要であると考える」¹⁰⁾と（傍点、原文イタリック。以下同様）。

とはいえ、アメリカ駐留軍総司令官でマサチューセッツ総督を兼務していたT. ゲージ (Thomas Gage, 1721-87) は、手兵3,000でもってボストンを抑えるのがやっとなのである上、彼が要請した2万の増援部隊のやり繰りも思うに任せない状況の中で、武を示すとしても、それがままならないのは明らかであった。そのためにか、アメリカ問題が本国議会において本格的に議論されるようになるのは、年が明けて翌1775年1月になってからのことである。そうした中、政府のこれまでの施策を厳しく非難し、アメリカの行いを最大限擁護して和解の必要性を強く訴えたのがチャタム (Earl of Chatham, 1708-78) であった。老いたりとはいえ、その凶はまさに9年前の1766年、病の床から下院の議場に突如姿を現し、内閣の首班にあったグレンヴィルを向こうに回して印紙法の撤廃を大上段から論じた、かの著名なる場面の再現でもあった。

このときチャタムは、上院において二度にわたり演説を行っている。まず彼は、1775年1月20日に行った演説においてボストンから駐留部隊を引き揚げる決議案を動議した。何よりもその根底に

は、植民地住民は、自らの代表たる植民地議会によるを除き財産を奪われまいという、疑う余地のない権利を有しており、ボストンに対する懲罰措置は彼らから一方的に権利を剥奪するものであるとの考えが伏在していた。怒りにまかせた施策は、悪しき結果しか生み出しえない。彼はいう。「最も良き施策の成功や永続的な効果は、相互的な善き意思から生じうる」¹¹⁾と。本国と植民地との関係が混乱の極みにあり、フランスがその成り行きを注視する中において、和解の明確な意思表示が是非とも必要であり、それは本国政府によってのみなされる。ボストンからの撤兵は、そのことをもっとも良く示し、植民地住民の憤慨を和らげることに資するものである。彼は、演説の終盤において「むき出しの無条件な撤廃を意図していると理解されるべきではない。断じて否。わたしは、どうあろうともこの国の優越を支持するであろう」¹²⁾と述べているが、彼の撤兵動議は、植民地の論調に余りにも素直に沿ったものであり、68対18の大差で否決されることになる。

次いでチャタムは2月1日に再度演説を行い、先の提案とは一転して「アメリカでの擾乱を解決するための暫定法」(Provisional Act for settling the Troubles in America)¹³⁾と題される包括的な和解案を提出した。しかしながら、それは、その包括性のゆえに論議を呼び起こすに十分すぎるものであった。まず最初に彼は、本国議会が「公共の福利 (general weal) に関する一切の事項」について植民地住民を拘束するにたる十全なる立法権限、とりわけ「ブリテンの複雑な通商システムの内にある一切の航行および貿易を規制するための法律を制定するという、疑う余地のない絶対不可欠な権利」¹⁴⁾を有することを宣明した上で、個別事項について論を進めている。

その一は、植民地内の常備軍についてである。チャタムは、植民地議会の同意なく平時において軍隊を植民地内に駐留することは違法であるとの植民地側の主張を、国王大権に属するとして退ける一方、「如何なる軍事力も、それがどれほど法に従って召集され、常置されていようとも、民衆の正当な権利を害し破壊するために用いられるな

らば、絶対に合法たりえない¹⁵⁾として、駐留軍のあり様に非を鳴らしている。その二は、課税権であるが、これについて彼は、「如何なる特別付加税 (tallage) も、租税も、あるいは歳入を目的としたその他の課徴金も、……同意なしに命令されたり、徴収されたりしない¹⁶⁾と述べて、明快に否定している。続けて彼は、その三として、「植民地に対する議会の至高なる立法権および監督権の正式なる承認を直ちに考慮する」のを目的とするならば、植民地側が来る5月9日に第二回大陸会議を開催することは「適法である¹⁷⁾とし、さらには各植民地の代表者たちが「植民地に対するグレート・ブリテン議会の至高なる立法権および監督権を正式に承認する」ならば、「植民地の課税権を確定し行使するとの規定は発効する¹⁸⁾とされている。これは、植民地が本国議会の優越を承認することを条件として、大陸会議それ自体の合法性、および植民地の課税権を容認すべきことを謳ったもので、先のギャロウェイの「帝国連合案」に一部触発されたものと考えられるが、当時においてあまりに大胆な提案であり、危険を孕むものとして受け取られたのもゆえなきことではない。そして、和解案の最後を飾るかのようには彼は、その四として、ケベック法を含めた強圧諸法について「一時停止」された後、「最終的に、植民地に対する議会の至高なる立法権および監督権に関する新しい承認が前記植民地の方で行われたその日から、撤廃され無効となる¹⁹⁾」ことを言明している。

チャタムがこうした大胆にして根源的な和解案を提出したのは、今まさにそれこそがブリテン帝国にとって喫緊な方策であって、いたずらに時間を浪費すれば、和解・調停の道は永遠に閉ざされるやもしれないという思念からであった。しかしながら、それは、アメリカの途方もない要求に対する完全なる屈服を意味するものとみなされ、先の決議案と同様、61対32で否決されることになる。

他方、植民地の動きに対し某かの対応策を求められていた本国政府は、2月に入ってようやく具体的な施策を明らかにしたが、それらは、必ずしも確固・整然としたものではなかった。この時期

本国政府により採られた施策は、その性格上もつばら次の2つに分けられる。その一つは強硬策で、政府は、海上封鎖によりニューイングランド地域の通商を規制するとともに、ニューファンドランド漁場での操業を禁止する「ニューイングランド規制法」を制定する一方で、ゲージの要請に基づき増援部隊の調達にも着手したのである。今ひとつは懐柔策で、アメリカ住民が植民地の行政および防備に係る費用負担に同意することを条件に、通商規制により必要とされるものを除き、植民地課税を断念する旨の提案がノース自身によって行われた²⁰⁾。これが世にいう「ノースの和解案」である。ブリテンの権威を回復する努力をことごとく放棄するのは、屈服するも等しいと考えられる中で²¹⁾、硬軟取り合わせたこれらの施策は、ある意味で政府なりの和解への努力を示すものであったということもできるが、時期すでに遅し。本国政府の思いよりもはるか先に進んでいた植民地にとって、それは考慮に値しないどころか、逆に火に油を注ぐだけのものであった。あとは武をもって決すのみ。まさにこうした状況の中で満を持して登場するのがパークである。彼は、上述した諸施策がほぼ決した後の3月22日、彼の数多ある議会演説の中でもっとも賞賛を得ることになる『和解演説』を行うのである²²⁾。

2. 『和解演説』(一)

議会開会当初パークは、「歳入に好都合という理に合った望みもなく、植民地にあつて極度の混乱を生み出し、母国の商業に確たる損害を与えている²³⁾」として先の強圧諸法を批判し、強硬策が重ねられることに強い懸念を示した。しかし、対アメリカ強硬論が依然として大勢を占めていたため、高揚した感情の前に冷静・健全なる提言が人の耳に達するのは至難のことであった。事態が急を要する中、憂慮した彼は、行動すべき時は今において他にないと判断、ロンドン、ブリストル、グラスゴー、リバプールといった主要都市の貿易商人と相はかり請願運動を積極的に支援・助成するとともに、ロンドンの貿易商人が二回目の請願

書を下院に提出した1月26日には自ら演壇に立って強硬策が通商に及ぼした罪過を次のように論じている。「貿易は壊滅し - 歳入は窮乏し - 貧しき者は飢えに苦しみ - 製造業は沈滞し - 救貧税は地租と混ざり合い、両者が地所を食い潰した」²⁴⁾と。彼にとって強圧的な諸施策の実施は本国の威厳を守るために通商を生贄にするものであり、それは、まさにわが子を抱く敵に対して弓を射るも同然な行為であると断じた²⁵⁾。

その後パークは、ことあるごとに強硬策の愚を説き、沸騰した情念の暴走を何とか押し止めようと努力を重ねることになる。2月6日、植民地での騒擾に関する国王への奉答文が下院で審議される中、壇上に立った彼は、奉答文を委員会に付託するよう求めたJ. カヴェンディッシュ (Lord John Cavendish, 1732-96) の動議に賛意を示すために演説を行っている。その中で彼は、アメリカが攻撃しているのは「主権そのものではなく、一定の主権の行使に対してである」²⁶⁾と述べた後、政府は反乱がマサチューセッツ、就中ボストンのみに限定されると明言しているが、それはすでにアメリカ全体に拡大しており、かくも拡がった全般的な不満についてその原因を真剣に考慮するよう促している。そこには、さらなる強硬策の実施は不満を沸騰・暴発させ、「砲火と剣」による解決を必然ならしめるとの思念が伏在したのである。実際、彼がこのように演説した翌日の2月7日に決議された上下両院の合同による奉答文において、マサチューセッツ植民地は公然たる反乱状態にあると宣せられ、「至高なる立法府の諸法と権能へのしかるべき服従を強要するためもっとも効果的な措置を講ずる」²⁷⁾よう国王に嘆願している。しかしながら、先の彼の演説の中でより重要なのは、政府の一連の諸施策を専制・迫害と明確に断じた点にある。彼は、次のように述べている。「かの反乱 [ジャコバイトの乱] の目的は自然の理に反する専制君主を玉座に据えることにあった」 ([] 内引用者。以下同様) が、「今やアメリカ人はその時のわれわれであり、耐え難き専制政治が彼らの頭上に樹立されるべきではないと苦闘している」²⁸⁾と。これは、アメリカの騒擾

を引き起こした原因がブリテン側の税政にあり、それは帝国そのものを早晩危殆に瀕せしめるものであるとの彼の憂慮を明瞭に示している。

次いで2月20日パークは、ノースが全院委員会で行った和解提案について「本質的に欺瞞的であるが、それゆえに言い回しにおいて極度に曖昧で込み入った」ものとなっており、「いやしくも平和を創出するに適するどころか、アメリカの無秩序と混乱を拡大するよう計画されている」²⁹⁾として、それを酷烈に批判する演説を行った。彼の演説は、「この国にあって誠実に平和を希求する者は誰も彼のまことしやかな言い回しを信用しないであろうし、アメリカ人は、それらを歯牙にもかけずに拒絶するであろう」³⁰⁾とのC. J. フォックス (Charles James Fox, 1749-1806) の反対演説を賛助する形で行われたが、パークが「ノースの和解案」を批判したのは、何よりもそれが可能な限り最大限の慈悲を示すものとして議会内外において好意的に受け取られることを恐れたことによる³¹⁾。

そして、先の「ニューイングランド規制法案」が下院で審議される中、3月6日に壇上に立ったパークは、「『諸君の領地を破壊することにより諸君の権威を維持しようとする』議会の計画は、文明化された国家においては目新しく前代未聞である」と断じ、植民地というよりもむしろ敵国に対して行われる所為であるとして「規制法案」を烈しく批判している。³²⁾それは、「規制法」が敷衍・拡大され、苛酷で残虐な敵対的法令が次々と生み出されるのを恐れてのことであるが、まさにそれが呼び水となる形で、3月22日下院においてなされたのが『和解演説』である。

「怒りと暴力が日ごとにますますはびこり、事態がわが植民地の度し難い離反に向かって急速に進む」³³⁾中で、パークが悲壮な決意をもって和解演説を行った目的は、何よりも「我が国のような広大で混乱した帝国に秩序と静寂を回復する」こと、この一事にあった。彼は、「提案は平和である」³⁴⁾と高らかに宣した後、次のように述べている。

平和は和解を含意する。そして重大な争いが

存在しているところでは、和解は、ある意味で常に一方または他方いずれかの側の譲歩を含意する。事態がこうした状況にある中で、わたしは、提案がわれわれから発せられるべきと主張するのに何の困難も見出さない³⁵⁾。

彼はその理由を次のようにいう。「優越的な権力は、安全に志操正しく和平を申し出ることができる。そうした権力からの申し出は、雅量によると考えられるだろう。しかし弱小からの譲歩は、恐怖からなされる譲歩である」³⁶⁾と。軍事衝突の危険性が刻一刻と高まっていく中で、何としてもそれは避けなければならない。彼の『和解演説』は、そうしたぎりぎりの中で行われたのであるが、そこにはひとたび軍事衝突が起こるならば、和解は永遠に遠ざかってしまうとの彼の強い思いが伏在していたのである。

そうしてパークは、アメリカ植民地に対する譲歩の適否、および内容を確定するために、その対象である植民地および植民地人の性状から論を始めている。ここでの議論は、もっぱら増大する植民地の人口およびそれと併行して拡大する通商ならびに農漁業と、植民地人の気質・性状の二つに大別される。彼は、200万ないし250万とされる植民地の人口について「そうした対象には、偏波にして狭量で、けちけちしてひからびた、その時々³⁷⁾の方式など決してふさわしくはない」とした後、ブリテンから北アメリカおよび西インド地域への輸出総額が急激に増大しつつある現状を実際の数字を用いて示した上で、アメリカ植民地との通商について「身体³⁸⁾のその他の部分から活力を吸い取って成長した不自然な腫れ物」などではなく、「その他のあらゆる部分を養い、現時の大きにした他ならぬ滋養分である」³⁸⁾と述べて、その盛大さを絶賛している。また、農業について彼は、「植民地の増大する一般民衆を扶養するに充分すぎる」ほどに発展し、その結果、米を含む穀物を輸出して「ここ数年、旧世界は食糧を新世界に仰ぐ」³⁹⁾までに至っているといい、さらに漁業についてその旺盛さは羨望を呼び起こすほどであると、とくにニューイングランドを中心に行われている捕鯨業を例に挙げて「植民地は、われわれの

如何なる保護にもほとんど、あるいはまったく頼らず、……賢明にして有益な怠慢のおかげで、寛厚な性質は、苦難に耐えて我が道を進み完成へと至った」⁴⁰⁾と称揚している。

このことは、パークがアメリカ植民地を帝国の発展の要石として位置づけてきたことを示すものであり、彼が「われわれの威厳はわれわれの通商から発する」⁴¹⁾との考えから「通商」を基にアメリカ植民地との関係を修復せんとこれまで腐心してきたのも、そのためである。であればこそ、有無もいわず力でもって制しようとする考えは当然にも否定される。彼はいう。「武力を忌むべき方法とはみなさないが、かくも多数で、かくも活動的で、かくも伸び盛りで、かくも威勢のいい民衆をわれわれとの有益にして従属的な関係のうちにつないでおくためには、微弱な方法であると考える」⁴²⁾と。

ここでパークは、植民地に対し武力を用いることに反対する理由を4つ挙げている。一つ目は、武力による効果があくまで「一時的」でしかないのである。彼は、「それは、しばらくの間は鎮圧するやもしれないが、しかし再度鎮圧することの必要性を除去するものではない」⁴³⁾と述べて、永続的な鎮圧の必要性に対する懸念を表明している。二つ目は、武力の「不確実性」である。彼は、「もし諸君が不首尾に終わるならば、頼るものとして何もない。というのも、和解が失敗しても武力は残るが、武力が失敗するならば、和解の望みは何も残らない」⁴⁴⁾という。これは、まずもって和解を第一とすべきことを強く訴えたものであるが、むしろ彼が危惧したとおりに歴史が推移したことにわれわれは驚かざるを得ない。

三つ目の理由として、パークは、武力の行使は植民地それ自体をいたずらに損なう結果になることを挙げている。彼は、「諸君が戦って得るものは、諸君が実際に恢復せんとしたものではなく、戦いの中で減価し、零落し、摩耗し、使い尽くされたものである」とした後、次のように述べている。

わたしは、そのまゝのアメリカでなければ少しも満足することはできない。われわれは、その力を、われわれ自身の力とともに使い尽く

したいなどとは思わない。なぜかなら、わたしが使い尽くすのは、すべてブリテンの力だからである⁴⁵⁾。

この言は、彼のアメリカ植民地観を見事に投影するものであり、これこそが、彼が武力の行使を回避すべきとするもっとも重要な理由である。アメリカ植民地は、もはやブリテン帝国の発展にとってなくてはならない存在となっている。その基を台無しにして何のための勝利か。真に考慮すべきは、ブリテンとアメリカ植民地とが元の関係に戻り、「通商」を介して帝国にさらなる繁栄をもたらすこと、これである。こうした彼の考えは、印紙法危機以降、様々な経緯を通じてここに結晶したものであるといえる⁴⁶⁾。

最後にパークは、四つ目の理由として、植民地の統治策として武力を好んで選ぶなどといった経験をこれまで有したことがない点を挙げている。彼は、「植民地の発展および効用」は武力の行使にではなく、たとえそれが過度のものであったとしても、「我が国古来の寛容」によってもたらされたものであるとした上で、次のようにいう。「われわれの落ち度は、それを改善しようとする試みよりもより一層許容できるし、われわれの過失は、われわれの悔悟よりもはるかに健全である」⁴⁷⁾と。この中で彼が直截的に意図せんとしたのは印紙法危機以前の状態に立ち戻れということであり、これが、演説の最終部で提示される和解案の骨子となる。

このように述べた後、パークは、植民地人の気質・性状について論を移している。その目的は、植民地での統治の有るべき姿を明示するところにある。本国政府の強硬策に対して一歩たりとも退かない構えを示す植民地人の「猛々しい自由の精神」⁴⁸⁾、有り体にいえば頑迷で御しがたき「不服従の精神」⁴⁹⁾が定着発展した要因は何か。これについて彼は、植民地人の出自、民衆の色彩の濃い議会様式、北部植民地の宗教、南部植民地の習俗、法教育、および地理的距離の6つを挙げて説明しているが、彼の講論の中でとりわけ重要であると思われるのは、出自、議会様式、および地理的距離の3つである。

まず、「イングランド人の後裔」という植民地人の出自である。パークは、「イングランドは、かつてその自由を崇敬し、そして今なおそれを重んずる国家である」が、そうした傾向がもっとも強烈であった前世紀にアメリカに渡った植民地人は、それがゆえに「自由、それもイングランドの諸理念に依拠し、そしてイングランドの諸原理に基づいた自由に身を捧げた」⁵⁰⁾とする。そして、「この国[イングランド]における自由のための大なる争いは、はるか昔から主として課税問題に端を発して起きてきた」が、それはまた植民地の後裔たちにも見事なまでに引き継がれているとして、彼は、次のようにいう。

彼ら[イングランド人]は、基本的な原理として、すべての君主国において事実上民衆が直接的、または間接的に彼ら自身のお金を君主に譲与する権限を有しなければならないし、そうでなければ自由是一片たりとも存しえないということを説き聞かさんと大いに骨を折った。植民地人は、生き血と同様、これらの諸理念と諸原理を諸君から受け継いできている。彼らの自由への愛着は、諸君と同様、この課税という特定の一点に留まり結合した⁵¹⁾。

ここでとりわけ重要なのは、「譲与する権限」と「自由」とを表裏一体の関係のうちに把握し、「譲与権」をして「自由」を得るための前提条件として位置づけていることである。後にみるように、印紙法危機以前の状態に立ち戻るとは、直截的には「譲与」方式への回帰をいうが、和解案の根幹となるこの「譲与」方式への回帰こそ帝国の統治と植民地の自由とを両立させる鍵であると彼が解していたことに格別留意する必要がある。

次いで、この課税問題に対する感覚をさらに尖鋭なものとしたのが、植民地にみられる民衆に基盤をおいた統治制度である。パークは、「概して民衆的な代議制がもっとも重きをなしている」ことを指摘した上で、印紙法危機以降、植民地人は通常的な統治業務に参加することにより「高尚なる感情と、何であれ、彼らから主要物を奪おうとする傾向のあるものに対する強い反感でもって必

ず鼓舞される」⁵²⁾とする。

最後に、本国と植民地との間の地理的距離である。本国と植民地とは3000マイルに及ぶ大海原によって隔てられており、パークは、「如何なる工夫もこの距離により引き起こされる効果を防ぐことができず、統治は弱化されることになる」とした上で、広大な領土を有する帝国では「権力の循環は最端において活力を必ず減ずることになる。これは自然の定めである」⁵³⁾と述べている。それゆえに、「専制それ自体、取引したり、掛け合ったりするよう強いられる。」⁵⁴⁾ 況んやブリテン帝国においてをやである。ブリテン政府が植民地に対して「有益なる怠慢」(salutary neglect) 政策を取らざるを得なかったのもまさにそのためである。にもかかわらず、無思慮にも、「自然の定め」を無視して「有益なる怠慢」をうち捨てた結果が今時の混乱と苦難である。彼は、トルコのスルタンを例に取りながら、「スルタンは彼なりの服従を手にする。彼は手綱を緩めて統治する。いやしくもスルタンがなす統治とはそうしたものである」と述べた後、スペイン帝国に触れて「おそらくスペインは、植民地では諸君ほどにはうまく服従を手にしていない。スペインもまた応諾し、降伏し、そして時機を伺っている。これこそ、廣大でしかも遠く離れた帝国の不易の条件であり、永久不変の法である」⁵⁵⁾と断じている。そして、「猛々しい自由の精神」の発展要因を概括して次のように述べている。

それは、諸君の植民地の人口の増大とともに発展し、彼らの富の増進とともに強まった。その精神は、たとえ合法的であるとしても、如何なる自由の理念、ましてなおさら彼らの自由の理念とまったく調和し得ない、イングランドの権力の行使に不幸にも出くわして、この炎を燃え立たせ、今にもわれわれを焼き尽くそうとしている⁵⁶⁾。

このように植民地人の気質・性状についてその特徴を指摘した後、パークは、植民地人のこの「猛々しい自由の精神」をどのように扱うべきかについて論を進めるのであるが、その前にアメリカ植民地の現状について非常に興味深いことを述

べている。彼は、本国と植民地とのこれまでの係争を振り返って「何という驚くばかりの途方もない事物を目にしてきたことか？何という怪物が、この不自然な争いから、生み出されてきたことか？」⁵⁷⁾と述べている。ここで彼が注視するのは、アメリカ植民地における驚愕すべき新しい事態の出来である。彼は、次のようにいう。「ほんの最近までアメリカにおける権威は、すべて諸君の権威からの放射物に過ぎないと思われてきた。植民地の民衆的な構成部分でさえ、そのすべての活動、その最初の生命運動を国王の愉悦から引き出していた。」⁵⁸⁾しかし、現時においてそれは、権威を単に攪乱するだけに留まらず、あろうことか、権威を否定するところにまで突き進もうとしている。

彼はいう。

われわれは、不平不満を抱いている植民地人が何かなし得るとしても、せいぜい権威の攪乱ぐらいであると考えていた。われわれは、まったく新しい政府を樹立することが一般的にどれほど骨の折れる事業であるかを承知していたため、彼らが自発的にそれを調達するなど夢想だにしなかった⁵⁹⁾。

またいう。

彼らは、革命の大騒ぎや煩わしい選挙手続きなしに、その目的に足りる政府を作り上げた。明白な必要性および暗黙の同意により一気呵成にその事業はなされた。……この新しい政府は、民衆に直接その源を発しており、実定的な法規という何か通常の人為的手段を通して伝送されたわけではない。それは、あらかじめ作成され、イングランドからそのままの状態で輸出された既製品ではない⁶⁰⁾。

これは、直截的には第一回大陸会議の開催、および代議会解散後にパトリオットが中心になって開催した植民地議会(Provincial Congress)等のことを指しているが、パークは、マサチューセツツ統治法制定後の状況について「実験が試みられ、事物の新しく奇妙で予期しない局面が姿を現した。すなわち、無政府は耐えられるということが発見されたのである」と述べた後、次のように断

じている。

最近の経験は、かつて絶対に正しいと信じられてきたこれらの基本的諸原理の多くが想像されたほど重要ではなかったのか、はたまたわれわれが全能とみなしてきた諸原理を完全に破棄する何か別のはるかに重大ではるかに強力な諸原理の存在について、われわれは少しも注意を向けていなかったのかのいずれかであるということわれわれに教えているのである⁶¹⁾。

この言から、アメリカ植民地で起きている事態は、彼にとってまさに驚天動地以外の何ものでもなく、それが下院でどこまで認識されていたかは別にして、彼がある意味その中にある種の新奇性・革新性を看取していたとみることは可能である。そして、このことは、そうした彼の現状認識を踏まえて『和解演説』を読み進めることを求める。

3. 『和解演説』(二)

パークは、植民地人の「猛々しい自由の精神」への対処法として、次の3つを挙げている。すなわち、第一は原因を取り除くことによってこの精神を変えること、第二はそれを犯罪行為として訴追すること、第三は必然的なものとしてそれに適応すること、である。ここで彼は、消去法を用いて最終的に第三の方法を推奨するという手法を取っている。それは、第一と第二の方法についてそれが実行不可能であることを自明なものとしてことさら提示し、それを基に第三の方法から和解のための決議案とそれに付随する諸提案を引き出そうとしたことによる。とはいえ、その中には留意すべき議論も幾つか含まれており、以下、順次みていくこととする。

まず、第一の方法であるが、それについてパーク自身「わたしはもっとも整然とした処置のように思う。それは原理において徹底的であるが、しかしそれには多大な困難が付随しており、それらのうちの一部はまったく実現不可能であると考える」⁶²⁾と述べるように、「猛々しい自由な精神」の発展要因を考えた場合、植民地人の精神を改変

することなど土台無理な話である。ここで彼は、唯一容易な企てとして、「彼らの海上事業の高邁なる進行を阻止」し、もって植民地人を困窮させることを挙げている。先の「ニューイングランド規制法案」は、まさにそうした目的からノースの手により提案されたわけである。そのことを踏まえて彼は、「われわれが植民地を保有する目的が、まさにわれわれのために役立てるところにあることを考えるとき、植民地を従順にさせておくためにまったく何の役にも立たない状態にするというのは、わたしの貧弱な頭にはいささかばかげているように思われる」とし、「実際のところそれは、臣民を困窮させ屈従へと貶めようと企てる専制政治の昔ながらの、破綻した問題に過ぎない」⁶³⁾と論断している。

次いで第二の方法であるが、パークは、「国内の秩序をかき乱すばらばらな個人、もしくは一群の輩の不整な行為」に対する訴追と、「大問題に関して、ことあるごとに一大帝国を構成する個々の共同社会を烈しく揺り動かさうする国内の紛争」に対する訴追との間には大きな懸隔があるがゆえに、「この社会的抗争に対してありきたりの刑事的正義の観念を適用することは偏狭にして術学的であると、わたしには思われる。わたしは、民衆全体に対する起訴状を書くすべをしらない」⁶⁴⁾と述べている。われわれは、こうした彼の考えの原型を、ボストン港法案やマサチューセッツ統治法案を批判した演説の中に見出すことができる。しかしながら、当時はボストン茶会事件に対する懲罰措置という性格からマサチューセッツ、さらにはボストンという極限された場所を対象とされていたのに対して、植民地全体を対象としなければならないほど、植民地情勢が極度に緊迫した状態にあって、植民地人の精神を刑事訴追するなどまったく奇想天外なことであった。

と同時にまたパークは、そうした行為は植民地を対等な相手として承認するものであり、大人げないばかりか、まったくの不得策でもあるとする。ここで彼は、帝国をして「一個の共通な首長（この長が一人の君主であるのか、それとも統括的共和国であるのかに関係なく）の下にある多く

の国家の集合体である」と定義した上で、「そうした国体にあつては、従属した諸部分が特定の地域に限定された多くの特権や免除特権を有するというのは間々ある」⁶⁵⁾と述べて、これまで再三にわたって述べてきた統轄国と従位国との関係を再論している。その中で彼は、「これらの特権と至高なる共通な権威との間には、極めて微妙な境界線がある。もちろん紛争、それも非常に惨い紛争が、そして烈しい反目がしばしば生起するだろう。しかし、あらゆる特権は、至高な権威の通常なる行使からの免除であるが、それを否定するものではない。特権の要求は、その語のまったき意味からして、むしろ上位にある権力の存在を暗に示すように思われる」とした後で、国王の所為を次のように断じている。

共同社会の大政治統合を構成する諸部分の間でのそうした不幸な争いにおいて、この帝国の首長が、彼の意志または行為に反して特権が主張されると、彼の権威全体が否認されたと言ひ張り、すぐさま反乱と宣し、武力に訴えてこの厄介な植民地を禁圧すること以上に完全に無分別なことを、わたしはとうてい思いつくことはできない⁶⁶⁾。

このように第一の精神の改変および第二の精神の訴追を実行不可能なもの、不得策なものとして斥けた後、パークは、「必然としてアメリカの精神に応じる、あるいは気に召すなら、必要悪としてそれを甘受するという、最後の第三の道以外、如何なる道もない」⁶⁷⁾と述べて第三の方法を開陳し、この「第三の道」に則つてあるべき和解・譲歩の性質・内容を明らかにしようとする。彼は、「われわれの譲歩の性質を確かめるために、彼らの不満に目を向けなければならない」として、次のようにいう。「植民地は、彼らがブリテンの自由に特有な徴表と保証を有していないと不満を述べている。彼らは、代表を有さない議会において課税されていると不満を述べている。かりそめにも彼らを満足させるつもりであるならば、諸君は、この不満について彼らを満足させなければならない」⁶⁸⁾と。

ここでパークは、「今日わたしは、課税権の間

題については決して立ち入らない……。……わたしは、それを完全に問題の外に置く」とし、「わたしの考察は狭く限られ、もっぱらその問題の政策に限定される」⁶⁹⁾と宣している。彼自ら「これらは深遠な問題であり、そこで著名な人たちは互いに妨げあい、理性はこんがらがり、諸々の権威への訴えかけは混乱をただただ増大させるだけである」⁷⁰⁾と述べるように、今時の窮境を招いたのは、権利・権限に関して互いに抽象的な理念や理論を振りかざして角突き合わせてきたことによる。にもかかわらず、ブリテン政府は不毛な実験を止めようもしない。それどころか、思い通りにゆかない現状にいらだち、武力をもって植民地住民を制しようとしている。それゆえ、彼は、権利・権限をいたずらに振り回すのではなく、どうすれば实际的な利益を互いに得ることができるようになるのかを問う。曰く、「わたしにあつて問題は、諸君が民衆を不幸にする権利を有するかどうかではなく、彼らを幸福にすることが諸君の利益にならないかどうかということである」⁷¹⁾と。

そうした後、パークは、「作用の多様性の内にはあるが、精神の一体によってこの帝国の協和を維持していくことが絶対的に必要」であり、そのためにも「隷従状態に我慢できないでいる、この200万もの人間を自由の原理に基づいて統治することが望ましいとした上で、「わたしの趣意は、われわれが権利の事項として譲渡するのか、それとも恩典の事項として授与するのかについて考慮することなく、わが植民地の民衆がわが国制のうちにあつてその利害への参入を承認すること、および承認された事実を議会議事録に記録することによって、われわれがその整然とした恩恵の厳粛なる宣言をとこしえに固守するつもりである旨、事物の自然が認めるほどに強い保証を彼らに与えることである」⁷²⁾と述べている。では、具体的にそれは何をいうのか。それは先に触れた「譲与」である。彼は、和解決議案において次のようにいう。

わたしの決議は、それゆえ、賦課 (*imposition*) によらず、譲与 (*grant*) によってアメリカ課税策の衡平および正義を打ち立てることを

意図する。平時にあっては自らの政府を維持し、戦時にあっては公的上納金を拠出するための植民地議会の法的権限を示すこと。この法的権限が忠順かつ有益に執行されてきたこと、しかも経験が譲与の有益さと調達手段としての議会課税の無益さを示してきたことを認知することである⁷³⁾。

そもそもブリテン本国とアメリカ植民地とがここに至っては武をもって決すべしとして決定的な対立状態へと陥った主因は、これまで無軌道にも積み重ねられてきた本国政府の秕政と強硬策にあるが、何よりもその発端は「譲与」方式から「賦課」方式へという課税策の大きな変更にあった。パークは、『課税演説』の中でそれを「イノベーション（新機軸）」⁷⁴⁾と位置づけ、1764年の砂糖法（Sugar Act）の制定を植民地政策の「大転換」⁷⁵⁾であるとして、「古来の制度」への回帰を主唱している。この点で、『和解演説』で示された上記の決議は、『課税演説』を敷衍し、砂糖法・印紙法が制定される以前の「古来の制度」への回帰をより明確に謳った内容となっているが、彼自ら「わたしは、かくも幸多き国制とかくも繁栄を誇る帝国という財産を、そしてそれよりも一千倍も貴重なもの、すなわち一方を形づくり、他方を獲得した格率と原理という宝庫をわれわれに残してくれたわが父祖の叡智への深遠なる崇敬でもって始めた⁷⁶⁾」というように、そこには「昔日に照らす」⁷⁷⁾、すなわち「過去」に準拠するという彼の保守主義的心性が見事に現れている。ここで彼は、昔日に照らし準拠すべき範例としてアイルランド、ウェールズ、チェスター、ダラムを挙げて説明した後、次のように述べている。

わたしは、諸君が理論に関しては議会制定法の中で宣言されてきたあの政策、つまり代表に関するこの国の古来からの立憲的政策を、そして実際については一定不変の経験が諸君に最善のものとして明示したあの方式、つまり諸君が1763年まではそれでもって安全・利益・名誉とともに歩んできたあの方式を思い出すことを切に望む⁷⁸⁾。

とはいえ、「古来の制度」への回帰といっても、

そこには砂糖法を制定して以降10年を越える歳月の経過がある。なればこそ、パークは、前記決議案を補足強化するために6つの基本的決議案と3つの派生的決議案を併せて提示している。彼は、この基本的決議案をブリテン帝国の協和を支える「6つの堂々とした柱石」⁷⁹⁾と位置づけているが、それは、もっぱら次の3つに分けることができる。

第一は、本国議会への代表の選出についてである。パークは、植民地がこれまで本国議会に対し代表者を「選挙し派遣する自由と特権を有してこなかった」⁸⁰⁾こと（第1決議案）、およびその地理的制約等により本国議会に派遣する「代表を周旋するための如何なる方法もこれまで考案されてこなかった」⁸¹⁾こと（第3決議案）を提示する。これは、両者ともに本国側の不作為を承認するものである。但し、後者に触れて彼は、「わたしの個人的な判断では、有効な代表制は不可能である。彼らもそれを望んでいないし、我々もできればそれを望むべきではない」⁸²⁾と付言している。であれば、代表を選出する権利そのものが無意味たらざるを得なくなるが、では、ここであえて本国側の不作為を宣明した彼の意図はどこにあったのか。それは、そうすることで本国側に非があることを明らかにし、もって「譲与」をその代替物として提示するためである。

第二は、植民地による「譲与」についてである。彼は、植民地議会等が「それぞれの慣行に従いあらゆる種類の公的費用の支払いに向けて諸税を査定し賦課し徴収する合法的権限を有する」⁸³⁾こと（第4決議案）、植民地は本国議会により許与された臨時特別税や地方税等の負担を引き受けてきたが、「代表の欠如により……居住する臣民の公共の福利、静寂、安心、平和にとって侵害となる仕方たびたび傷つけられ苦しめられてきた」⁸⁴⁾こと（第2決議案）、および植民地議会が臨時特別税や上納金等を譲与する際の権利、ならびに譲与における彼らの快活さと資力の充分さは「本国議会により数限りなく認められてきた」⁸⁵⁾こと（第5決議案）を提示する。

第三は、その「譲与」の有意性についてである。彼は、植民地議会等によりなされる譲与の方が本

国議会による賦課・徴収方式よりも「植民地にとってより好ましく、公的業務にとってより有益でより助けとなってきたことが経験によって認められてきた」⁸⁶⁾こと（第6決議案）を提示する。これについて彼は、「これは、まるまる計画の根本的部分をなす。この結論は抗するに能わざるものである。今後諸君は、必要に迫られて極端な立法権を行使せざるを得なかったなどといえなくなる」⁸⁷⁾と述べている。これは、本国政府によりこれまで無思慮にも再三にわたってなされてきた課税権の行使を不可とすることを植民地に対し宣明するもので、そうした意味で「根本的部分をなす」のである。

そうしてパークは、基本的決議案に続けて派生的決議案を提示するにあたり、「もしもこれらの決議案が受け入れられるならば、正反対の体系を実施するために制定されてきた一切の事物が撤回されなければならないのは、当然のことである」⁸⁸⁾と述べて、「ボストン港法」、「マサチューセッツ統治法」を含む強圧諸法の廃止を高らかに謳い上げている。しかしながら、武力衝突だけは何としてでも避けたいとの彼の思いはついに届かず、彼の和解案は270対78の大差で否決されたのである。万事休す。そして、演説から約一ヶ月後の4月22日に彼のもっとも恐れていた事態が突如として起こることになる。レキシントン・コンコードの戦いがそれで、アメリカ独立戦争はここに始まることになる。

ところで、パークは、チャタム（ピット）とともにブリテンとアメリカ植民地の双方で「アメリカの友人」と評された⁸⁹⁾。両者は、1766年アメリカ植民地問題の発端となった印紙法危機に際会して、ともに印紙法撤廃の論陣を張り⁹⁰⁾、そしてまた強圧諸法に端を発した今時の危機に際会して、ともに政府の税政を批判して和解案を提示した。チャタムは、課税権と立法権とを明確に区分し、植民地に対する本国議会の課税権を否定する一方で、植民地に対する本国議会の立法権についてはその至上性を強く主張したが、その構造は、印紙法危機の際に示されたものと基本的に同じであ

る。中野氏は、チャタムの雄弁を評して「これをパークの演説に比してみる場合概して文学者ないし修辞家のそれではなく政治家のそれであって、洗練された豊かな心象においてたとえ劣るとしてもその訴えかける政策は一層直接的でありその結論は一段と明快であった」⁹¹⁾と述べている。まさに竹を割ったかのような明快さこそ彼の演説の持ち味であったが、それがために、いささか単純にすぎる嫌いがあったといいうる。

それに対しパークは、『和解演説』では「今日わたしは、課税権の問題については決して立ち入らない……。……。わたしは、それを完全に問題の外に置く」と述べて、個別具体的な政策に依拠した和解案を提示しようとした。印紙法危機に際し、「もしも服従がなければ、それは一つの帝国ではないだろう。もしも自由がなければ、それはブリテン帝国ではないだろう」⁹²⁾と述べた彼は、課税権も含め本国議会の立法権の至上性を主張する一方で、実際には、立法権を絶対的な権利と絶対的ではない権利とに分け、課税権を後者に含めることで、その絶対的な行使を敢然と否定した。しかしながら、ことあるごとに議論が蒸し返され、互いに抽象的原理に依拠した権利論を振りかざすだけで、両者は折り合いをつけるどころか、その距離をますます拡大し、あとは一発の銃声を待つばかりのような状況にある。そうした中であって、またぞろ抽象的な原理に基づき和解案を提示したところでそれに如何なる意味があるのか。そこで彼が提示したのが今時の和解案である⁹³⁾。

とはいえ、抽象的な議論を忌避するというパークのこうした保守的思考法は突如現れたわけではない。すでに『「現在の国情」論』(Observations on a Late State of the Nation, 1769)の中で彼は、「この一切が法的思弁において調停されるかどうかは取るに足りない問題である。それは政策において調停される」⁹⁴⁾といい、また『課税演説』では、「わたしは、ここで権利の区分を追求したり、またその境界を確定したりしない。わたしは、これらの形而上学的区分には立ち入らない。わたしは、その響きそのものを嫌悪する」⁹⁵⁾と述べているように、彼の保守的思考法は、議論が蒸し返され危機

が拡大する中で発展的に展開され、『和解演説』において結晶したということができる。そして、彼が個別具体的な和解案を提示するに際し用いたのが、昔日に照らし「過去」に準拠するという方法である。彼は、『和解演説』の中で「国制上難事な状態にある場合イングランドの国制の神髄に伺いを立てれば、間違った方向に導かれることなどない」⁹⁶⁾と述べているが、これはまさに、彼が名著『フランス革命の省察』の中で論じた修正・復旧を旨とする保守のための改革と軌を一にするとともに、それを先取りしたものであるという。

そしてまた、パークがそうした保守のための改革に対置するのが「イノベーション（革新）」である。1790年2月6日にフランス革命に対する見解を初めて公にした『軍事予算に関する演説』(Speech on the Army Estimates, 9 February, 1790)の中で彼は、その精神について「真の安全な改革の原理すべてとは非常に隔たり、……国家を転覆するのに充分適しはするが、国家を改めるには完全に不向きな精神」⁹⁷⁾と述べているが、ここで留意すべきは、彼が『課税演説』の中で議会制定法により植民地から歳入を挙げようとしたことについて「古来の政策」に根本的な変革を加えるものであるとして、それを「イノベーション（新機軸）」とみなしたことである。してみれば、今時の危機の発端は、ひとえに本国議会による無思慮な「イノベーション」の断行にあり、一旦は印紙法を撤廃することにより旧に復したものの、その後性懲りもなく繰り返された「イノベーション」の計画と強圧諸法の制定が植民地をして硬化させ、今時の危機に至ったということができる。であれば、本国により繰り返し企図されたそうした無理無体な「イノベーション」に対して頑強な抵抗を行った植民地にこそ大義があることになる。彼が、1775年2月6日の演説で「ジャコバイトの乱」を例に引きながら、「今やアメリカ人はその時のわれわれであり、耐え難き専制政治が彼らの頭上に樹立されるべきではないと苦闘している」と述べたことはこのことを左証するものであり、しからばこそ、彼は、砂糖法以前の状態に回帰し「譲与」

方式に戻すことを提案したのである。とはいえ、砂糖法制定より10年を経た現時にあって彼のこの決議案が植民地に対してはたして某かの有効性もちえたであろうかといえ、それは大いに疑問の残るところである⁹⁸⁾。しかしながら、本国側が強硬姿勢の放棄を謳い自らの非を認めた上で譲歩を申し入れていたならば、それが植民地の態度を幾ばくかでも軟化させ、それがさらなる和解のための地ならしとなったであろう可能性まで否定することはできない⁹⁹⁾。

それに加えて今ひとつここで問題となるのは、この段階にあってパークは本国議会の立法権の至高性について如何ように考えていたのかということである。これについて岸本氏は、「確かに、この時期のパークはこれまでにない数々の譲歩案を提示しながらも、宣言法という、植民地に対する本国議会の至高の立法権は今なお固く信じており、その点でパークの和解提案が大きな問題を孕んでいることは否定できないであろう」¹⁰⁰⁾と述べている。確かに印紙法危機以来パークが立法権の至高性について苦悩してきたことは事実であるが、はたして「今なお固く信じ」ていたというのか、いささか疑問とするところである。彼は、1766年2月に印紙法の撤廃と抱き合わせる形で「宣言法」が制定された際に、「グレート・ブリテンの中であって相違があるとすれば、グレート・ブリテンに特有な国制とブリテン帝国のそれとの間には、そして自由と服従の間にははるかに多くの相違が存在する。これは厄介であるが、不可避である」¹⁰¹⁾と述べて、植民地に対する至上なる立法権の絶対的行使に異を唱えたのである。また『「現在の国情」論』では「統轄国の優位と従位国の自由という二つの非常に厄介な問題」¹⁰²⁾に折り合いをつけるために、植民地に対する課税権の行使を否定し、さらに『課税論』では至上なる立法権の絶対的行使はグレート・ブリテン内に留められ、植民地に対しては「個々の下位の立法機関すべてを監督し、そのどれも多大な損傷を与えることなく嚮導し、統御する」¹⁰³⁾ことを旨としたのである。この点についてディキンソンも述べるように、パークは「議会の主権は帝国中の自

由を保護するためにのみ用いられるべきであって、遠く離れた植民地に苦しみを課すためにではない。ブリテン帝国は国制の精神と自由の諸原理によってしっかり結ばれるべきであり、議会は、それゆえにそれらの目的のためにその権限を行使すべきである¹⁰⁴⁾と措定したと考えるのが自然である。

また、『課税論』の中で、本国側が植民地に対して至上なる立法権の絶対的行使を主張すればするほど、結局のところ「主権そのものに疑いを挟むように彼らに教えること」になり、「もしもその主権と彼らの自由とが両立し得ないならば、彼らはそのいずれをとるであろうか。彼らは、諸君の主権を諸君の顔に投げつけるであろう¹⁰⁵⁾」と述べているように、パークは、立法権の絶対的行使に固執すればするほど、主権は毀損され、ついには重大な損傷を受けることになることを明確に承知していた。実際、強圧諸法制定以降、植民地はそうした姿勢をエスカレートさせている。なればこそ、「彼の方法が共通感覚と実用性の蓄積、および抽象的理論化への嫌忌によって特徴づけられたことは何ら驚くにあたらない」として、「パークのアメリカ問題の取り扱い方は、思索的な哲学者のそれではなく、実際的な政治家のそれであった¹⁰⁶⁾」とオゴーマンもいうように、パークは、個別具体的な和解決議案を提示してみせたわけである。それゆえ、彼のそれまでの演説とは異なり、和解論が教条的な主権の主張など愚の骨頂とばかりに、プラグマチックな色彩を強く帯びることになったのは当然のことである¹⁰⁷⁾。彼は、『和解演説』の中で「おそらくもつとなめらかで融通の利く自由の精神が彼らのうちにあれば、われわれにとって一層好ましかったであろう。おそらく自由についての考えは、恣意的で際限のない権利とももつと調和するよう強く願われたらうものを¹⁰⁸⁾」と嘆じているが、この嘆息こそ、まさに彼の真情であったということが出来る。そして、角を矯めて牛を殺すのとえ宜しく、主権の主張に固執する余り、主権そのものを毀損しては元も子もない。否、そればかりか、それは国制そのものを危殆に瀕せしめることにつながるやもしれない。であれ

ばこそ、パークは、ブリテンの置かれている厳しい現状をよくよく踏まえた上で、プラグマチックに個別具体的な和解決議案を提示したともいうことができる。

以上ここまで、第一回大陸会議の開催、およびそれに対する本国側の反応をみたあと、パークのこれまでのアメリカ問題に関する言説を踏まえて『和解演説』を実際の政治文脈の中に跡づけ、その意味内容を検討してきた。

そうした中でとりわけ重要であると思われたポイントは、パークは「アメリカの友人」と評されたが、如何なる意味で「アメリカの友人」であったのかいうことに尽きる。それは、植民地に対するノースの強硬姿勢を秕政として徹底的に批判し、もって植民地を擁護したことによる。その端緒は、砂糖法の制定ならびに印紙法の制定にある。それは「古来の制度」を大きく変改するものであった。それゆえ、ロッキンガム内閣は印紙法を撤廃することでそれを旧に復したが、しかしそれも東の間のこと。「古来の制度」への復帰は易々とうち捨てられ、後継内閣により植民地において歳入を上げる計画が繰り返し実施に移された。そして、それが上手く行かないとわかると、今度は、その履行を求めて強硬策を次々と打ち出し、植民地住民の心を離れさせ、反抗心に火を付ける結果となった。すべては本国側の秕政によるもので、非は本国のうちにある。してみれば、彼の目的は自ずと明らかである。それは、何よりも本国の植民地統治をあるべき姿に戻すこと、この一事であり、これは、印紙法危機以来、アメリカ問題について彼が一貫して主張してきたものであったということができる。

註

- 1) J. Derry, *English Politics and the American Revolution* (London: J. M. Dent & Sons Ltd., 1976), p.110を参照。
- 2) またコリアーノは、「フィラデルフィアに集まったとき、議員たちは三つの課題に直面し

- た。彼らは、第一にアメリカの不満の原因を明らかにしなければならなかったし、第二にブリテンとの国制上の関係を明確に定めるよう、第三に彼らの不満の原因を除去する方法を策定するよう努めた」と述べている。Francis D. Cogliano, *Revolutionary America 1763-1815*, (London & New York: Routledge, 2000), p.49.
- 3) Declaration and Resolves of the Continental Congress, October 17, 1774, in *American Colonial Documents to 1776 (English Historical Documents, Vol. IX.)*, ed. by Merrill Jensen, (London: Eyre & Spottiswoode, Reprinted 1969), p.806. アメリカ学会訳編, 『原典アメリカ史, 第二巻 - 革命と建国 -』, (岩波書店, 1951), pp.121-122.
- 4) *Ibid.*, p.807. 同訳編書, p.122.
- 5) 同訳編書, 解説, p.120.
- 6) Francis D. Cogliano, *op. cit.*, p.49を参照。なおミドルトンは、大陸会議内の不一致を「急進派對保守派」よりも、むしろ「強硬派對穏健派」という言い方で明示する方がより適切であるとした後で、「ペンシルヴァニアのジョセフ・ギャロウェイによって導かれた穏健派は、強硬派と同様、強圧諸法を破棄し、かつ [本国] 議会の主権を制限したいと思った。しかし彼らは、帝国内の関係を再調整することで危機を積極的に解決することを望んだ」と述べている。Richard Middleton, *Colonial America: A History, 1585-1776*, (Blackwell Publishers, 1996 <2nd edition>), pp.475-476.
- 7) Jerome R. Reich, *Colonial America* (New Jersey: Prentice Hall, 1998 <Forth Edition>), p.287.
- 8) Declaration and Resolves of the Continental Congress, October 17, 1774, in *op. cit.*, pp.806-807. アメリカ学会訳編, 前掲編訳書, pp.122-123. これについてコリアーノは、「別言すれば、議会は、通商法規の場合を除き、植民地に対し如何なる権限も有しない。植民地の同意を必要とする、かの法規は通商を規制するためにのみ用いられるのであって、歳入を上げるためにではない」と述べている。Francis D. Cogliano, *op. cit.*, p.50.
- 9) The King to Lord North (11 Sept. 1774), *The Correspondence of King George the Third*, vol. III, p.131.
- 10) *The Parliamentary History of England*, vol. XVIII. (London, 1813, AMS Press Inc., New York, 1966), p.34.
- 11) *Ibid.*, p.157.
- 12) *Ibid.*, p.160.
- 13) *Ibid.*, p.198. その正式名称は、「アメリカでの擾乱を解決し、そしてグレート・ブリテンの植民地に対する至高の立法権、および監督権を擁護するための暫定法」(Provisional Act for settling the Troubles in America, and for asserting the Supreme Legislative Authority and Superintending Power of Great Britain over the Colonies) という。
- 14) *Ibid.*, p.199.
- 15) *Ibid.*, pp.199-200.
- 16) *Ibid.*, p.200.
- 17) *Ibid.*
- 18) *Ibid.*, p.201.
- 19) *Ibid.*, p.202.
- 20) *The Parliamentary History of England*, vol. XVIII, pp.319-322.
- 21) J. Derry, *op. cit.*, p.117.
- 22) この演説の正式名称は、『アメリカとの和解決議の提案に関する演説』(*Speech on Moving Resolutions for Conciliation with America*, 22 March, 1775) という。この間のブリテンでの動きについては、Carl B. Cone, *Burke and Nature of Politics: The Age of the American Revolution* (University Kentucky Press, 1957), pp.278-281を参照。また、バークの『和解演説』に触れてロックは、「『権利』の問題を拒絶したことで、彼は、二組の教条的な極端論者の中間を構成することができた」と述べている。F. P. Lock, *Edmund Burke, Vol.1: 1730-84* (Oxford: Clarendon Press, 1998), p.386.
- 23) “Draft Protest 30 November 1774,” in *The Writings & Speeches of Edmund Burke*, ed. by Paul Langford et. al., 10 vols. (Oxford: Clarendon Press, 1981 -), vol. III (1996), p.73.

- 24) "Speech on Petition on America, 26 January 1775," in *ibid.*, p.81.
- 25) *Ibid.*, p.82.
- 26) "Speech on American Disturbances, 6 February 1775," in *ibid.*, p.83.
- 27) *The Parliamentary History of England*, vol. XVIII, pp.297-298. なお、ジョージ三世は、この奉答文に対して謝辞を述べた後、「諸君は、至上なる立法府の諸法と権能へのしかるべき服従を強要するため、わたしがもっとも迅速かつ効果的な措置を講ずることを頼りにしてもさしつかえない」と応じている。*Ibid.*, p.298.
- 28) "Speech on American Disturbances, 6 February 1775," in *op. cit.*, p.83.
- 29) "Speech on North's Conciliatory Proposition, 20 February 1775," in *ibid.*, p.87.
- 30) *The Parliamentary History of England*, vol. XVIII, p.330.
- 31) "Speech on North's Conciliatory Proposition, 20 February 1775," in *op. cit.*, p.87, headnoteを参照。
- 32) "Speech on Restraining Bill, 6 March 1775," in *ibid.*, p.98. その三日後の3月9日にブリストルの商人で有力な後援者の一人であるR. チャンピオン (Richard Champion) に宛てた書簡の中で、バークは、規制法案を「ニューイングランドの4つの植民地を餓死させようとするもっとも忌むべき法案」とした後、「わたしは、これまでこの国の優越を熱心に擁護してきました。しかし、それが利用されるのを目にするとき、次第にその熱が冷めてきているといわざるをえません。わたしは、確固とした統治を好みますが、それを愚鈍なものへと助成する専制は憎悪します」と述べて政府に対する烈しい怒りを吐露している。To Richard Champion (1775.3.9), in *The Correspondence of Edmund Burke*, ed. by Thomas W. Copeland et. al., 10 vols. (Cambridge at the University Press & the University of Chicago Press, 1958-1978), vol. III (1961), pp.131-132.
- 33) *Speech on Conciliation with America*, 22 March 1775, in *ibid.*, p.107. 中野好之編訳『バーク 政治経済論集 - 保守主義の精神 - 』（法政大学出版局, 2000年), p.171.
- 34) *Ibid.*, p.108. 同編訳書, p.171.
- 35) *Ibid.*, p.110. 同編訳書, p.173.
- 36) *Ibid.*
- 37) *Ibid.*, p.111. 同編訳書, p.175.
- 38) *Ibid.*, p.114. 同編訳書, pp.177-178.
- 39) *Ibid.*, p.117. 同編訳書, p.180.
- 40) *Ibid.*, p.118. 同編訳書, p.181.
- 41) "Speech on Repeal of Stamp Act, 21 February 1766," in *ibid.*, vol. II (1981), p.54.
- 42) *Speech on Conciliation with America*, 22 March 1775, in *ibid.*, vol. III, p.118. 前掲編訳書, p.182.
- 43) *Ibid.*, pp.118-119. 同編訳書。
- 44) *Ibid.*, p.119.
- 45) *Ibid.* さらにバークは、「わたしはアメリカの精神を完全に挫こうと思わない。なぜかなら、それがその国を築き上げてきた精神だからである」(*Ibid.*) と述べている。
- 46) このことについてブルクは、「分別のある統御を説くと同時に、バークは、通商観と民衆の同意についての分析に基づく帝国統治論を披露していた」といい、また「最初の和解演説におけるバークのねらいは、通商帝国 (commercial empire) への理論的根拠を確立するために、錯綜したこれらの目的のもつれをほぐすことにあった」と述べている。Richard Bourke, *Empire & Revolution: The Political Life of Edmund Burke* (Princeton & Oxford: Princeton University Press, 2015), pp.477-478.
- 47) *Speech on Conciliation with America*, 22 March 1775, in *ibid.*, vol. III, p.119. 前掲編訳書, pp.182-183.
- 48) *Ibid.*, 同編訳書, p.183.
- 49) *Ibid.*, p.124. 同編訳書, p.188.
- 50) *Ibid.*, p.120. 同編訳書, p.183.
- 51) *Ibid.*, pp.120-121. 同編訳書, p.184
- 52) *Ibid.*, p.121.
- 53) *Ibid.*, pp.124-125. 同編訳書, p.188.
- 54) *Ibid.*, p.125.
- 55) *Ibid.*
- 56) *Ibid.* 同編訳書, pp.188-189.

- 57) *Ibid.*, p.126. 同編訳書, p.189.
- 58) *Ibid.*
- 59) *Ibid.*, 同編訳書, pp.189-190.
- 60) *Ibid.*, 同編訳書, p.190.
- 61) *Ibid.*, p.127. 同編訳書, pp.190-191.
- 62) *Ibid.*, p.128. 同編訳書, p.192.
- 63) *Ibid.*, pp.129-130. 同編訳書, p.193.
- 64) *Ibid.*, p.132. 同編訳書, p.196.
- 65) *Ibid.*, 同編訳書, pp.196-197.
- 66) *Ibid.*, p.133. 同編訳書, p.197.
- 67) *Ibid.*, p.134.
- 68) *Ibid.*, pp.134-135. 同編訳書, p.199.
- 69) *Ibid.*, p.135. 同編訳書, pp.199-200.
- 70) *Ibid.*, 同編訳書, p.200.
- 71) *Ibid.*
- 72) *Ibid.*, p.136. 同編訳書, pp.200-201.
- 73) *Ibid.*, p.146. 同編訳書, p.212.
- 74) *Speech on American Taxation*, 19 April 1774, in *ibid.*, vol.II (1981), p.428. 同編訳書, p.112.
- 75) *Ibid.*, p.434. 同編訳書, p.118.
- 76) *Speech on Conciliation with America*, in *Ibid.*, vol. III, p.139. 同編訳書, p.204.
- 77) *Reflections on the Revolution in France* (1789), in *The Works of the Right Hon. Edmund Burke*, ed. by John C. Nimmo, 12 vols. (Nachdruck der Ausgabe, London 1887, Hildesheim, New York: Geoge Olms Verlag, 1975.) vol. III, p.272. 半澤孝磨訳, 『フランス革命の省察』(みすず書房, 1978, 1989新装) p.41.
- 78) *Speech on Conciliation with America*, in *ibid.*, vol. III, pp.145-146. 前掲編訳書, pp.211-212.
- 79) *Ibid.*, p.146. 同編訳書, p.212.
- 80) *Ibid.*
- 81) *Ibid.*, p.148. 同編訳書, p.215.
- 82) *Ibid.*, pp.148-149. 同編訳書, p.215.
- 82) *Ibid.*, p.149. 同編訳書, p.215.
- 84) *Ibid.*, p.147. 同編訳書, p.213.
- 85) *Ibid.*, pp.140-150. 同編訳書, p.216.
- 86) *Ibid.*, p.152. 同編訳書, p.219.
- 87) *Ibid.*
- 88) *Ibid.*, pp.152-153.
- 89) バークが「アメリカの友人」と評されていたことについてディキンソンは, 「主として, 課税問題に関してブリテンとアメリカ植民地との和解をなさんとする彼の決然とした努力, およびアメリカの反抗を高圧的な立法措置と不当な軍事的攻撃により制圧するためにノース内閣によりなされた苦心に対する彼の辛らつな批判によるものであった」と述べている。Harry T. Dickinson, “Burke and the American Crisis,” in *The Cambridge Companion to Edmund Burke*, ed. by David Dwan & Christopher J. Insole, (Cambridge University Press, 2012), p.156.
- 90) 拙論, 「バークとアメリカ植民地問題: 1766-1770 [I] - 印紙法撤廃を中心に -」, 立志館大学『経営学会誌』第 1 号 (2002), pp.87-101参照。
- 91) 中野好之『評伝バーク - アメリカ独立戦争の時代 -』(みすず書房, 1977), pp.367-368.
- 92) *Speech on the Declaratory Resolutions*, 3 February, 1766, in *op. cit.*, vol.II. p.50.
- 93) 齊藤は, 「バークの批判は, かつてイギリス議会による植民地課税は行われたことはなかったという『事実』『定着した政策』に基づくものであった」といい, 「バークとしては, イギリス議会の『権利が何であれ, それをこのように行使することは, 政策として, また実践においてまったく新しいこと』であるがゆえに問題なのである。ここに, 彼は当為の問題としてではなく, 存在の問題として, 政策の問題として反対せざるをえなかった」と指摘している。齊藤真『アメリカ革命研究 - 自由と統合 -』(東京大学出版会, 1992), pp.78-79.
- 94) *Observations on a Late State of the Nation* (1769), in *op. cit.*, vol.II, p.196. なお, その正式名称は, 『『現在の国情』と題された最近の刊行物についての所見』(*Observations on a late Publication, intitled 'The Present State of the Nation'*) という。
- 95) *Speech on American Taxation*, in *ibid.*, p.458. 前掲編訳書, p.145.
- 96) *Speech on Conciliation with America*, in *ibid.*, vol. III, p.139. 前掲編訳書, p.205.
- 97) *Speech on the Army Estimates*, in *The Works of*

- the Right Hon. Edmund Burke*, vol. III, p.220.
- 98) 齊藤は、93) の引用文に続けて「結論において同一であっても、植民地人の反対の論拠は、パークのそれを越えていた。植民地人は、存在を当為に、地理を論理に、政策を権利の有無に転換させ、政策の適否としてではなく、権利としての合否の問題として反対するにいたったのである」と述べている。齊藤、前掲書、p.79.
- 99) このことについて岸本は、「……もしこの決議案が通っていたならば、少なくとも武力衝突を回避して、さらなる和解の道を探ることはできたかもしれないのである」といい、有賀もまた「もし（ピットとパークの）いずれかの案が実際の政策となり、強圧的諸法の撤廃と軍隊の撤退が行われれば、75年の戦争の勃発は回避され、緊張はひとまず緩和されただろう」と述べている。岸本広司『パーク政治思想の展開』（御茶の水書房、2000）、p.214; 有賀貞『アメリカ革命』（東京大学出版会、1988）、p.73. またノーマンは、「われわれがいいうるのは、……1775年3月に、ひょっとすれば和解は平和へと至ったやもしれないし、パークが予見したように、それがなかったならば、戦争はほとんど不可避であったということである」と述べている。Jesse Norman, *Edmund Burke: The First Conservative* (New York: Basic Books, 2013), p.82.
- 100) 岸本広司、同上書、p.214.
- 101) *Speech on the Declaratory Resolutions*, 3 February, 1766, in *op. cit.*, vol.II. p.46.
- 102) *Observations on a Late State of the Nation*, in *ibid.*, p.188.
- 103) *Speech on American Taxation*, in *Ibid.*, p.459. 前掲編訳書、p.147. スタンリスは、「帝国における優越的な中央政府としてのブリテンの役割は、地方政府に取って代わるのではなく、それを監督することである」と述べている。Peter J. Stanlis, “Edmund Burke and British Views of the American Revolution: A Conflict over Rights of Sovereignty,” in *Edmund Burke: His Life and Legacy*, ed. by Ian Crowe, (Dublin: Four Courts Press, 1997), p.34.
- 104) Harry T. Dickinson, “Burke and the American Crisis,” in *op. cit.*, p.163.
- 105) *Speech on American Taxation*, in *op. cit.*, p.458. 前掲編訳書、p.145.
- 106) Frank O’Gorman, *Edmund Burke: His Political Philosophy* (George Allen & Unwin, 1973), p.67.
- 107) アメリカ問題に対するパークの姿勢についてエイリングは、「パークの応答は、再び、彼の政治思想の根底にあるプラグマチズムと歴史主義の双方を引証する。そもそも政治は権利に関するものではなく、実行可能性と用法に関するものであった」と述べている。Stanley Ayling, *Edmund Burke: His Life and Opinions* (London: Cassell Publishers, 1988), p.82;
- 108) *Speech on Conciliation with America*, in *op.cit.*, vol. III, p.125. 前掲編訳書、p.189.

追記) 本研究は、JSPS科研費 15H03332の助成を受ける中で研究成果の一つとして著したもので、助成に対し深謝する次第である。